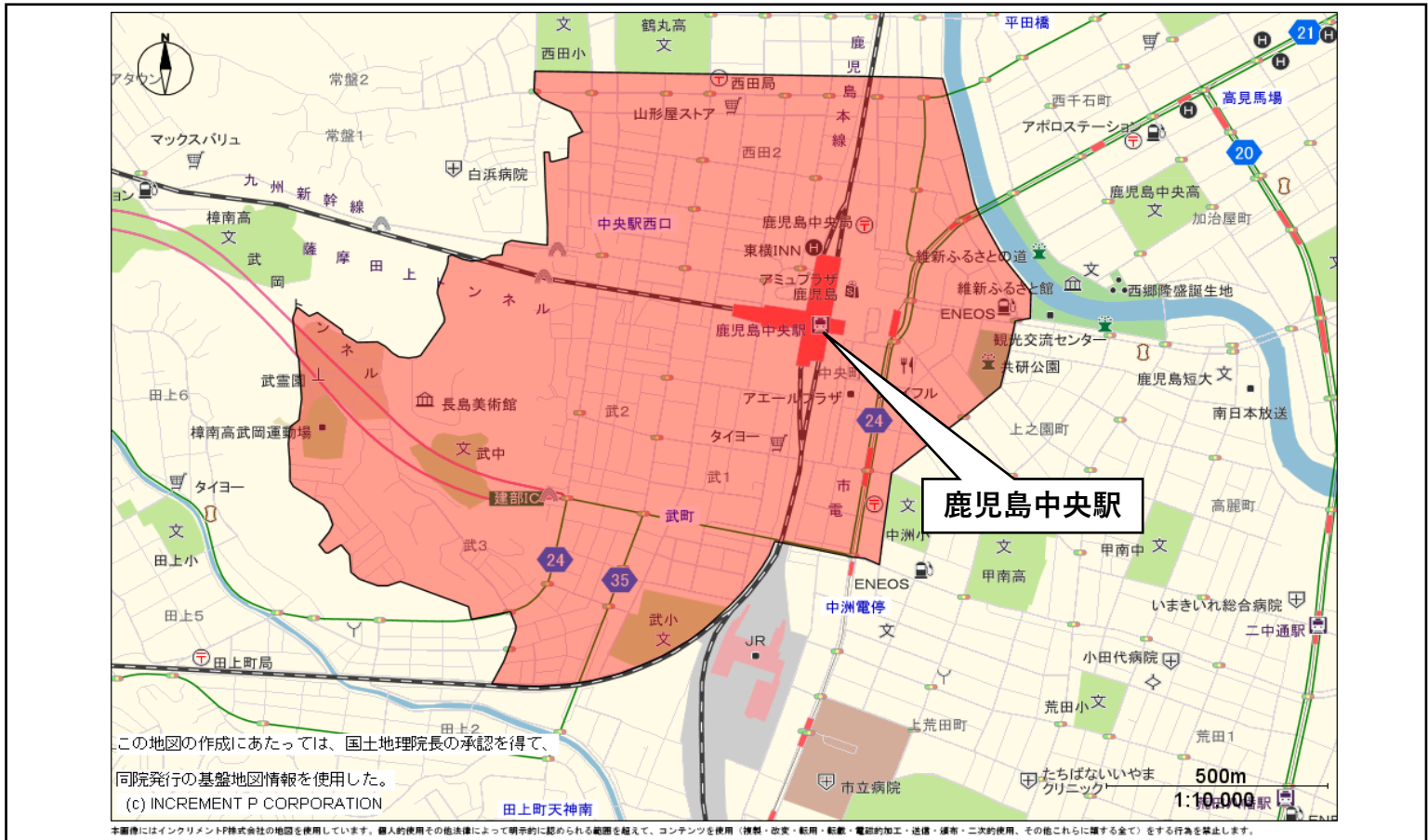


自転車指導啓発重点地区(鹿児島西警察署)

令和7年8月



選定場所

鹿児島市中央町・武・西田地区

選定理由

- ・鹿児島中央駅は自転車利用者発着の拠点となっている場所であり、周辺は交通量、事故ともに多い

エリア内でよく見られる自転車利用者の違反形態

- ・安全不確認（前方・左右）
- ・前方不注意
- ・一時不停止
- ・乗車ヘルメットの非着用



★自転車を運転する人は次の点に注意しましょう★

- 1 歩道は歩行者優先！
自転車は車両の仲間ですので、原則車道通行です。車道の左側端を通行しましょう。
自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれる速度で走行し、歩行者の妨げになるような場合は一時停止して、歩行者の安全を守りましょう。
- 2 並進は禁止！ 「並進可」の標識があるところ以外では、横に並んで走ってはいけません。
- 3 信号を守りましょう！
- 4 夜間は自分の身を守るためにもライトを点けましょう！
- 5 乗車ヘルメットを正しくかぶりましょう！（あごひもをしっかりとしめて）

自転車に関係する交通事故の発生状況
(鹿児島西署管内・過去3年間)

令和4年	295件（60件）
令和5年	334件（76件）
令和6年	332件（76件）
（ ）内は重点地区内の事故件数	



警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

